# 中小・小規模事業者の皆さま

# 働き方改革の対応、準備はできていますか





### 改正法が順次施行・適用されています

- ●年休(年次有給休暇)5日の時季指定義務
- 時間外労働の上限規制原則月45時間、年360時間臨時的な特別の事情 年720時間、単月100時間未満、複数月80時間
- ●子の看護休暇・介護休暇 1時間単位の取得
- ●障害者法定雇用率 2.3% 43.5人以上
- ●同一労働同一賃金 正社員とパート・有期雇用労働者の均衡・均等待遇
- ●70歳までの就業機会確保措置(努力義務)
- テレワークの推進と副業・兼業の促進

令和4年(2022)

パワハラ防止

①社内方針の明確化と周知・啓発 ②対応するための体制づくり

③迅速・適切な対応 ④プライバシー保護、不利益取扱い禁止

女性活躍「一般事業主行動計画」の策定・届出 101人以上

令和5年(2023)

月60時間超の時間外労働割増率 50%

令和6年(2024)

時間外労働上限規制猶予措置廃止 建設業 災害復旧・復興を除き上限規制すべて適用 自動車運転業務 上限年960時間へ

福島働き方改革推進支援センターではこれらの他に就業規則、ハラスメント、 その他労務管理、助成金の活用等専門家の事業所訪問、働き方改革に関する 事業所内研修、商工会議所・商工会での出張相談等無料で支援を行っています。

電話、メール、来所、Web相談も受け付けています

# 福島働き方改革推進支援センター

(福島県社会保険労務士会)

〒960-8252 福島市御山字三本松19-3 [月~金 9:00am~5:00pm 土、日、祝日を除く]

TEL 0120-541-516 FAX 024-533-2380

e-mail fsr-hatarakikata@lily.ocn.ne.jp



#### 福島働き方改革推進支援センター行き

(福島県社会保険労務士会) FAX 024-533-2380

## 専門家派遣依頼申込書

貴社名	代表者名
所属部署	役 職   担当者名
住 所 〒	
電 話 e-mail	月 日 ( ) 希望日時 : ~
関与している社会保険労務士が ( <u>いる</u> ・ いない ) → 関与社会保険労務士にご相談ください。	
*厚生労働省の委託事業ですから安心です。	